

令和5年度

徳島大学大学院口腔科学研究科
口腔保健学専攻（博士後期課程）

学生募集要項
（一般入試）

徳島大学大学院口腔科学研究科

目 次

1	受け入れ方針	1
2	募集人員等	1
3	出願資格	1
4	出願手続等	3
5	事前相談	4
6	大学院設置基準に基づく授業時間などの特別措置	4
7	入試方法	4
8	学力試験の日時及び試験科目等	5
9	合格発表	5
10	入学手続等	5
11	長期履修学生制度について	5
12	障がいのある入学志願者との事前相談について	6
13	入学料の免除制度	6
14	授業料の免除制度	6
15	奨学金制度（日本学生支援機構，その他）	7
16	学生教育研究災害傷害保険	7
17	学生後援会	7
18	その他	7

1 受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

口腔保健学専攻では、長寿福祉口腔保健学の分野で活躍できる人材の育成を目指しています。口腔保健に関する専門的知識・技能および科学的探究心に加え、豊かな人間性や倫理観を身につけた次世代の歯科衛生士教育を担う教育研究者、または健康長寿社会の実現に貢献する高度専門職業人を養成するため、課題に対して自ら進んで取り組む主体性や社会での協働性をもった次のような人材を求めています。

●求める人物像（博士後期課程）

（知識・技能，関心・意欲）

博士前期課程で培った研究活動を遂行する上で必要な専門分野の学力やコミュニケーション能力を有し、長寿福祉口腔保健学に対する深い関心を持って教育・研究分野での活躍を目指す人

（思考力・判断力・表現力等の能力）

豊かな人間性と生命倫理の尊重に加え、口腔保健・栄養・社会福祉に関する卓越した思考力・判断力を身につけ、指導的役割を担う高度専門職業人をを目指す人

（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

我が国の口腔保健・栄養・社会福祉分野での卓越した研究手法を修得し、その成果をアジア諸国においても展開するなど、関係する人々と協働して長寿福祉口腔保健学の発展を志す人

2 募集人員等

専攻	標準修業年限	学位	募集人員
口腔保健学（博士後期課程）	3年	博士（口腔保健学） 又は 博士（学術）	2名

3 出願資格

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (2) 外国において修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する

者と同等以上の学力があると認めた者

(7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者

① 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和5年3月31日までに24歳に達する者

(注1) 出願資格(6)、(7)及び(8)により出願しようとする者は、事前審査を必要とするので、入学試験出願資格審査調書を令和4年7月19日(火)までに徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係へ提出してください。

4 出願手続等

(1) 出願書類

入学志願者は下表に示す「出願書類」を一括取り揃え、所定の期間内に徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係に提出してください。

出願書類一覧

出 願 書 類	摘 要
① 入 学 願 書	本要項に添付の所定用紙。裏面（履歴事項）も必ず記入してください。
② 写 真 票 ・ 受 験 票	本要項に添付の所定用紙。所定の箇所に写真（出願前3か月以内に撮影した、縦5cm×横4cm、上半身、無帽、正面向きのもので受験時に眼鏡を着用する者は、眼鏡をかけて撮影してください。）をそれぞれ貼ってください。
③ 成 績 証 明 書	最終出身学校長が作成し、厳封したものとします。
④ 修了（見込）証明書	最終出身学校長が作成したものを提出してください。中途退学者は、退学証明書又は在学期間証明書を提出してください。
⑤ 志 望 理 由 書	本要項に添付の所定用紙に必要事項を記入してください。
⑥ 受 験 承 諾 書	出願時に在職中の者で在職のまま入学を予定している者は、勤務先所属長の作成した受験承諾書（本要項に添付の所定用紙）を提出してください。合格後、退職する予定の場合は、本人がその旨を明記した文書をもって受験承諾書に代えます。その場合は、入学手続き時に退職証明書（又は退職見込証明書）が必要です。
⑦ 外国人登録原票記載事項証明書又は旅券の写し	外国人留学生として志願する者は、外国人登録原票記載事項証明書（市区町村長が発行したもの。）又は旅券の写しを提出してください。
⑧ 検 定 料	検定料30,000円 検定料を郵便振込の後、受領した「検定料払込証明書(出願用)」を「検定料払込証明書」（本学所定の様式）に貼って提出してください。 なお、日本国外に居住する者は、徳島大学ホームページ内の「留学生ポータル」 (https://www.tokushima-u.ac.jp/isc/admission/) からインターネット出願をすることにより、クレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS 等）又は中国銀聯カードにより検定料を支払うことができます。 ただし、本学大学院博士前期（修士）課程を修了し、引き続き進学する者及び日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生は不要です。
⑨ 受 験 票 送 付 用 封 筒	長3形封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、速達料金の切手（344円）を貼ってください。

(注1) 各証明書の姓が旧姓となっている場合は、現在の姓との関係を証明できる公的文書（戸籍抄本等）を添付してください。

- (2) 出願期間
令和4年7月25日（月）～8月5日（金）（土・日・祝日除く）
受付時間は9時～17時までとします。
郵送・持参とも令和4年8月5日（金）17時までに必着とします。
- (3) 出願書類の提出
所定の出願書類を用い、郵送（書留速達）又は持参により提出してください。
（提出先8ページ参照）
- (4) 出願上の注意事項
- ・出願書類に不備がある場合は原則として受理しません。
 - ・出願書類の記入にあたっては、黒色ボールペンを使用し、正しく記入してください。
 - ・出願後の書類の内容変更はできません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係まで連絡してください。
 - ・一度受理した出願書類及び入学検定料は理由の如何にかかわらず返還しません。
 - ・受験票は、出願受理後に本人あてに送付します。試験日3日前までに受験票が届かない場合は、徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係まで連絡してください。
 - ・出願書類に虚偽の記載をした場合は、入学決定後であっても入学許可を取り消すことがあります。

5 事前相談

- ・出願希望者は、出願前に必ず、指導を受けようとする教員と連絡を取り、入学後の研究等について相談を行ってください。
- ・事前相談の連絡先は以下のウェブページを参照してください。
<https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/>
- ・なお、不明な点や質問がある場合は、担当係（8ページ参照）までお問い合わせください。

6 大学院設置基準に基づく授業時間などの特別措置

社会人等の入学者のために、大学院設置基準第14条による昼夜開講制や、夜間その他の特定の時間等を開講する授業や集中講義などを導入しています。
上記の措置を希望する者は勤務先所属長の受験承諾書を提出してください。

7 入試方法

- (1) 入試方法について
- ・学力試験（専門科目・英語）、面接、及び提出書類（志望理由書を含む）により総合的に判定します。
 - ・面接は個人別に行います。
- (2) 学力試験（専門科目・英語）および面接について
- ・「専門科目」は長寿福祉口腔保健学に関する問題とします。
 - ・「英語」は長寿福祉口腔保健学などに関わる英文情報の理解を問う問題とします。
 - ・「英語」の試験では、英和辞書（1冊）の持ち込みを認めます。
ただし、電子辞典及び専門用語辞典等は不可とします。
 - ・「面接」は専門知識についての試問を含め、態度、表現力、理解力、及び協調性等を総合評価します。

8 学力試験の日時及び試験科目等

試験日	時間	試験科目等
令和4年8月23日(火)	10:00~12:00	英語(英和辞書1冊の持ち込みを認めるが、電子辞典及び専門用語辞典等は不可)
	13:00~14:00	専門科目試験
	14:30~	面接試験

9 合格発表

令和4年9月16日(金)午前10時

- ・本学歯学部ホームページに受験番号を掲載するとともに、合格者には合格通知書を郵送します。
- ・電話等による合否の問い合わせには、一切応じません。

10 入学手続等

入学手続の概要は次のとおりです。詳細については、合格者に別途通知します。

(1) 入学手続期間

3月中旬を予定しています。

(2) 入学手続の方法

合格者は、入学手続に必要な書類を郵送(必ず書留又は書留速達で発送してください。

締切当日必着)又は、持参により提出してください。(提出先8ページ参照)

所定の期間内に入学手続が完了されない場合は、入学辞退として取り扱います。

(3) 入学に要する経費

- ・入学金 282,000円〔予定額〕

ただし、本学大学院博士前期(修士)課程を修了し、引き続き進学する者及び日本国政府(文部科学省)国費外国人留学生は不要です。

- ・入学金以外の納付金

学生教育研究災害障害保険料、後援会費等の次の経費を納付することとなっています。

約12,000円(金額等は別途通知します。)

(注1) 納入した入学金は、いかなる理由があっても返還しません。

(注2) 授業料 前期分 267,900円〔予定額〕, 年額 535,800円〔予定額〕

入学金及び授業料の改訂が行われた場合は、改定時から新入学金及び新授業料を適用します。

(注3) 授業料の納入については、希望により前期分の納入の際に後期分も合わせて納入することができます。

11 長期履修学生制度について

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限(3年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。

ただし、入学後(在学中)に申請の場合は翌年度からの適用になります。

- (1) 対象者
職業を有する者又は本研究科が特に必要と認めた者
- (2) 長期履修期間
3年を限度とします。したがって修業年限は、4年～6年となります。
- (3) 申請方法
入学手続き時に徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係へ申請書を提出してください。
- (4) 結果通知
申請者に対し、入学手続き後に長期履修についての結果を通知いたします。
- (5) 授業料
 - ① 年額の授業料算出は、次のとおりです。
本学が定めた金額×標準修業年限（3年）÷許可された修業年限
 - ② 授業料の決定は長期履修結果通知時（入学手続き後）に行いますので、長期履修を希望する場合は、入学手続き時に授業料を納入しないでください。
 - ③ 在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料が適用されます。その際は、改めて通知いたします。
 - ④ 長期履修学生制度を申請する場合は、所属長の就学許可書と在職証明書を提出してください。

1 2 障がいのある入学志願者との事前相談について

受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする者は、あらかじめ大学への相談が必要です。令和4年7月19日（火）までに徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係へ相談してください。

なお、不明な点や質問がある場合も、徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係までお問い合わせ下さい。

1 3 入学料の免除制度

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき入学料（全額又は半額）が免除されることがあります。

- (1) 本学の大学院研究科に入学する者で、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀であると認められる者
- (2) (1)以外の者であって、入学前1年以内において学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納付が著しく困難であると認められる者

1 4 授業料の免除制度

次のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき授業料（全額又は半額）が免除されることがあります。

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績優秀であると認められる者
- (2) 入学前1年以内に学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納付が著しく困難であると認められる者

1 5 奨学金制度（日本学生支援機構，その他）

大学院学生に対する日本学生支援機構の奨学金制度があり，貸与月額は第一種奨学金（無利息）で80,000円又は122,000円（令和3年度実績）です。

また，平成21年度入学生から，大学独自に返還義務を課さない給付型の奨学金「徳島大学ゆめ奨学金」を創設しました。給付金額は，授業料の額の半額に相当する額（前期及び後期ともに133,950円）となります。

1 6 学生教育研究災害傷害保険

この保険は，学生が大学において教育研究・課外活動中に受けた災害に対してその被害救済を目的とする互助共済制度であり，保険料は3ヵ年分2,650円で全員加入することになっています。

1 7 学生後援会

学生生活を側面から支援すること等を目的とし，学生と教職員との相互扶助の精神により組織されており，入会金は3,000円（本学に在籍していた者又は大学院に在籍していた者は不要），会費は3ヵ年分6,000円です。

1 8 その他

○安全保証輸出管理について

徳島大学では，「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「徳島大学安全保障輸出管理規則」を定めて，物品の輸出，技術の提供，人材の交流の観点から学生の受入れに関して，厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は，希望する研究活動に制限がかかる場合や，教育が受けられない場合があります。願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど，出願にあたっては注意してください。

詳細については以下の研究支援・産官学連携センターのホームページを参照してください。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/yusyutsu.html>

<本件問合せ先>

研究支援・産官学連携センター 知財法務部門

電話：088-656-9773（内線：82-4953）

E-mail：iag-safety@tokushima-u.ac.jp

○募集要項の請求方法

(1) ダウンロードする場合

次のアドレスからダウンロードしてください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/admission/info/in_yoko/

ただし，検定料の払込用紙については，「**口腔科学研究科口腔保健学専攻（博士後期課程）検定料払込用紙請求**」と朱書の上，84円切手をはった自己あて（住所・氏名・郵便番号表記）の返信用封筒（長3定形封筒）を同封し，下記へ請求してください。

(2) 募集要項を郵送で請求する場合

「**口腔科学研究科口腔保健学専攻（博士後期課程）学生募集要項請求**」と朱書の上，

250円切手をはった自己あて（住所・氏名・郵便番号表記）の角形2号（33.2cm×24.0cm）を同封し，下記へ請求してください。

《出願書類，出願資格審査書類，入学手続書類の提出先及び各問い合わせ先》

〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係
TEL 088-633-7310（直通）